

大型車両を取り巻く課題への対応状況

＜第6回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会＞

平成29年12月6日（水）

1.現状の課題

1－1．課題の確認

第5回連絡協議会（前回9/14開催）において、それぞれの立場が抱える大型車両を取り巻く課題について、その対応方針を以下のとおり確認した。

①社会一般を含めた広報による対策

【課題】

- ・特車制度が煩雑でわかりにくい。
- ・許可条件に基づき誘導車を配置し、一時停止制限をかけると制度を認知していない一般車両からクレームを受けることがある。
- ・協会等の団体加盟事業者には注意喚起や情報提供を行うことが可能だが、違反の多い非加盟事業者に対する広報手段がない。
- ・違反車両は事故に直結しやすいため、交通安全の観点からも対策が必要である。



【昨年度までの対策】

- ・連絡協議会ホームページ、特車総合ツイッターによる広報を行った。
- ・大手新聞及び業界紙への広告掲載による広報を行った。
- ・広報集中期間に、大型車両が立ち寄りやすい道の駅を利用して、パネル展、チラシ配布等により周知を行った。
- ・事前にメディアに公表して、連絡協議会による公開合同取締を行った。



【継続的対策案】

- ・連絡協議会ホームページ、特車総合ツイッターを活用した継続的な広報を行う。
- ・重点広報期間におけるラジオ広報、道の駅、高速SA/PAを利用したパネル展、チラシの配布等により周知を行う。
- ・事前にメディアに公表して、連絡協議会全員参加を目標とした公開合同取締を行う。

②荷主への対策

【課題】

- ・荷主によっては、法令順守より価格重視の傾向も見受けられる。



【昨年度までの対策】

- ・荷主業界に対してメルマガで周知を行った。



【継続的対策案】

- ・荷主業界に対してメルマガ、機関紙等で周知を行う。
- ・荷主を対象とした意見交換会、説明会や、チラシの配布等により周知を行う。

1.現状の課題

③運送事業者への広報及び取締による対策

【課題】

- ・ドライバーの労働環境の健全化が必要である。
- ・大型車両の事故対策には道路構造上の対策が必要な箇所がある。
- ・取締（処分）等の権限が限定的であるため、他機関と連携してより効果的な取締を行いたい。
- ・基準を超過する車両の認可後のフォロー体制が構築されていない。



【対策案】

- ・関東運輸局と具体的な解決策について検討を行う。

④運送事業者への広報による対策

【課題】

- ・道路法と道路交通法の違いを理解していない運送事業者が多く、法令毎の車両諸元の制限値について分かり易い周知が必要である。
- ・特車ゴールド制度の利用方法について、より一層の周知が必要である。



【対策案】

- ・連絡協議会ホームページや関係団体等のホームページを活用した広報を行う。
- ・関係団体等において、講習会や説明会等を通じて周知を行う。

⑤荷主への広報による対策

【課題】

- ・荷主に対し法令遵守への協力を要請した運送事業者が取引を停止される事例があった。
- ・高速道路等における罰則強化以降、荷主はETC法人カードを利用する運送事業者に対し車両制限令に違反してでも運ぶように指示する傾向がある。



【対策案】

- ・荷主業界に対してメルマガ、機関紙等で周知を行う。
- ・荷主を対象とした意見交換会、説明会や、チラシの配布等により周知を行う。

1.現状の課題

⑥取締における対策

【課題】

- ・取締時に許可証の経路確認に時間を要している。
- ・取締を行うスペースや機材、人員の余裕がない。
- ・違反データが電子化されていないため、違反が繰り返し行われていても同一事業者か判別できない。



【対策案】

- ・直轄国道事務所では、許可DBにアクセスして、許可証の確認ができるが、同様に、高速道路会社（日本高速道路保有・債務返済機構）で検討を行っている模様。
- ・取締現場を見学して、機材、スペース及び人員等について取締方法の検討を行う。
- ・違反業者の紐付及び範囲について検討を行う。

特車許可の迅速化への対策

【主な課題・意見】

- ・近年の特車申請数の増加を受けて、審査体制の見直しや申請の在り方から検討するべき。
- ・重さ/高さ指定道路も大型車誘導区間に指定する等の見直しが必要。
- ・包括協議を導入し、審査の効率化が必要。
- ・重複申請によって審査に余計な負荷が掛かっている。



【昨年度までの主な対策】

- ・特車許可審査の効率化及び短縮化対策として、オンライン申請システムに、車検証情報との照合チェック機能等、追加の改修を行い平成28年3月21日から運用を開始。
- ・個別協議のオンライン化の試行運用、並びに、大型車誘導区間の追加拡大を行った。



【今年度の主な対策】

☆通行許可迅速化検討部会において、申請者側及び審査者側との間で建設的な議論を行った。

各団体等からの要望等に対し、道路管理者の見解及び継続的に検討すべき事項の共有を図るとともに、道路管理者の見解については、各団体から会員に対して周知を行う。

2. 課題の対策状況

2-1. 課題の対策状況

第5回連絡協議会において確認した課題への対応状況を以下に示す。

① 社会一般を含めた広報による対策

【対策状況】

- ・連絡協議会ホームページ、特車総合ツイッターを活用した継続的な広報を行った。
- ・重点広報期間におけるラジオ広報、道の駅「庄和」、高速「幕張PA」でのパネル展、ポケットティッシュの配布による周知及び社会一般・大型車ドライバーへのアンケート調査による認知度把握を行った。
- ・事前にメディアに公表して、連絡協議会委員参加の公開合同取締を行った。

②、⑤ 荷主への対策

【対策状況】

- ・荷主業界に対して対象業界ホームページ及びメルマガ等で周知を行った。
- ・新たな広報用チラシを作成した。
- ・重点広報期間におけるラジオ広報、道の駅「庄和」、高速「幕張PA」でのパネル展、ポケットティッシュの配布による周知及び社会一般・大型車ドライバーへのアンケート調査による認知度把握を行った。

③、④ 運送事業者への広報及び取締による対策

【対策状況】

- ・運行管理者研修のテキストにチラシの掲載、及び合同取締に参画し取締を実施した。
- ・運送事業者に対して、講習会等の実施を予定している。
- ・新たな広報用チラシを作成した。
- ・特殊車両通行ハンドブック2017（案）を作成した。
- ・重点広報期間におけるラジオ広報、道の駅「庄和」、高速「幕張PA」でのパネル展、ポケットティッシュの配布による周知及び社会一般・大型車ドライバーへのアンケート調査による認知度把握を行った。
- ・事前にメディアに公表して、連絡協議会委員参加の公開合同取締を行った。

⑥ 取締における対策

【対策状況】

- ・取締現場の見学を行って、機材、スペース及び人員等の取締方法について確認を行った。

合同取締作業部会の開催について

- ・合同取締参加組織規模の大型化に伴い、平成30年の取締日を早期に決定し円滑な調整を行うことを目的として、2月頃までに作業部会の開催を予定している。

※赤字については、P5以降別途新たな対応策等として記載

2.課題の対策状況

2-2. 新たな対策状況

第5回連絡協議会での意見等を踏まえて、実施した内容を以下に示す。

①新チラシの作成

現在の連絡協議会用チラシについては、業界団体加入の会員企業へは概ね配布されていること、また、各行政機関、道路管理者等でも配布されていることから、より効果的な広報チラシに内容を変更することが必要である。

そこで、連絡協議会の統一キャッチコピーである“重量守り、道路を守ろう。”、“重量超過 道路劣化”と統一イメージである“劇画風タイヤイラスト”、連絡協議会ロゴマークをベースとした新たなチラシの作成を行った。

なお、新たに作成したチラシは、別添4-1、4-2を参照。

統一キャッチコピー

■イメージコミュニケーション型

重量守り、道路を守ろう。

行政による違反取締りや罰則によって強制的に促されるだけでなく、個人の思いやりの心や良心に訴えかけ、持続性のある自発的な行動に繋げることを目標としている。

使用媒体例) パナー広告、ポスター・チラシ等

■ストレート訴求型

重量超過、道路劣化。

短期的な媒体には、強い表現を用いて印象に残るよう留意する必要があるため、上記とはニュアンスを変えたパターンを作成した。

使用媒体例) 新聞広告等

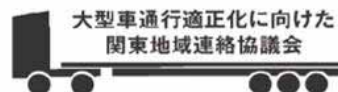
統一イメージ

■劇画風タイヤイラスト



大型車のタイヤを象徴的に用いて、劇画風のイラストによって、動きや力強さ、重量感を表現している。

■連絡協議会ロゴマーク



2.課題の対策状況

2-2. 新たな対策状況

②特殊車両通行ハンドブック2017の作成

昨年12月の第4回連絡協議会で、特殊車両通行ハンドブック2016（以下「ハンドブック」という。）の改訂への意見募集、及び特殊車両通行許可申請者からよくある質問等を踏まえて、ハンドブック2017（案）を作成した。なお、主な改訂箇所は、表-1のとおり。

表-1 主な改訂箇所

頁	修 正 内 容	備 考
表紙	車両イメージ、背景及び2016⇒2017	
P1	1行目 老朽化の文言追加、道路の老朽化イメージ図に変更	
P2	目次内容改訂	
P4	長さの特例を追加	
P6	指定道路の記載ホームページURLの追加	
P10	特殊な車両について文言修正及びトラッククレーン車のイメージ図を変更	
P12	総重量の特例を超える場合は申請が必要の文言追加、長さの特例をP4に変更	
P14	許可限度値の目安として内容を修正	NEXCO東日本 関東支社意見
P15	その他を貨物が特殊な車両に項目名修正	首都高速道路意見
P16	新規規格車の説明文を分かり易く追加修正	
P18	わかりやすいオンライン申請マニュアルの紹介URLの追加	
P20	オフライン用プログラムの郵送受け取りの説明文追加	
P21	申請に必要な書類として※軌跡図の提出について追加	
P24	申請書の提出の新規格車の申請先にオンライン受付可の記載追加	
P28	許可証の携帯で特車ゴールドの携帯する書類内容を追加	
P31	不許可の記載ページ変更	
P34	⑥項目のページ変更	
P36	特車ゴールド制度の説明文修正	
P42	申請・問合せ窓口の見直し	
P48	FAQ（よくあるお問い合わせ）を追加	
P51	資料の通行許可件数・台数を平成24～28年度に修正	
P52	指定道路の延長を平成29年4月1日現在に修正	

2.課題の対策状況

2－3．新たな課題への対応策

台風の影響で10月30日（月）京葉道路幕張PA（下り線）で実施予定であった「重量守り、道路を守ろう。」パネル展のイベントは、11月22日（水）に延期し、曇り空の肌寒い中、連絡協議会委員等の参加協力により実施した。

当日は、TVモニターに特殊車両通行制度に関する啓発ビデオ（放映約5分間）放映、道路の老朽化、特車制度、連絡協議会に関するパネル展示、社会一般及び大型車ドライバーへのアンケート調査を行った。

また、東日本高速道路株式会社関東支社に対して、幕張PA近隣の高速SA又はPA内に設置のサイネージに対しても、イベントの広報案内の協力を依頼した。

①高速道路でのイベントの課題について

今回初めて高速幕張PAの下り線で実施したが、都心から千葉、茨城に向かう商業車（乗用車、トラック等）が多く、観光バスや観光目的の車両はあまり見受けられなかった影響で、ポケットティッシュ配布も道の駅「庄和」725個に対して881個という結果であった。

特に、乗用車の殆どがトイレ休憩を目的とした短時間の立寄りで、12時頃には食事を目的とした車両も多く見られたが、それが済むと足早に出発するという状況のために、一般へのアンケートは、道の駅「庄和」の約半数（87人／162人）という結果であった。

また、大型車については、午前中は、トイレ休憩のみですぐに出発する車両が多く、駐車桟の回転が非常に良かったが、11時30分～14時30分までの昼食休憩時間帯では、駐車桟がほぼ一杯になり、車両の出入りが少なくなってしまった。しかしながら、駐車桟が道の駅「庄和」（大型40台）よりも11台多かったため、大型車ドライバーへのアンケートは、3名多い結果になった。

なお、道の駅「庄和」での反省を踏まえて、幕張PAでは、テント内中央奥にTVモニター、その前に椅子を配置して、休憩者がパネル見学や啓発ビデオの視聴ができるように設置したが、あまり効果が無かった。



11時頃の駐車場状況



パネル展状況

2.課題の対策状況

2－3．新たな課題への対策

②高速道路でのイベントの対策について

今回、幕張P A（下り線）で実施したイベントであるが、結果的には、一般に対してチラシ等配布（想定約2000個）とアンケート調査（道の駅「庄和」以上）が想定数を下回った。

今後は、休憩時間に余裕が持てる上り線で、且つ全体的に大型及び普通車等の駐車桟が多く、利用率が高い高速S Aでの実施を検討する。

また、パネル展示については、連絡協議会単独のイベント以外での活用も検討する必要がある。